

# べっふの文化財

No. 23  
平成4年6月

— 別府市美術館所蔵民具一覽 —

郷土資料の蒐集について

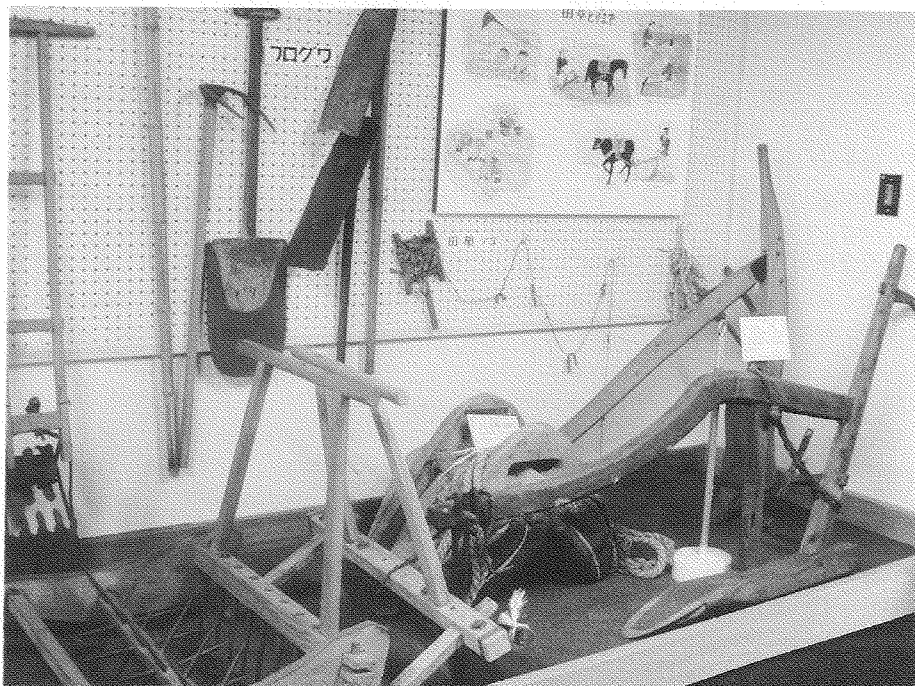
商 業 用 具

照 明 器 具

消 防 器 具

屋 根 葺 用 具

別府の郷土玩具



別府市美術館の民俗資料室展示

別府市教育委員会  
別府市文化財調査員会

# 別府市美術館所蔵民具一覽

(寄贈台帳による・( )は個数)

1. 農耕具 (耕作・管理・収穫用具)  
大槌(1) 砧(2) 柵一升(1) 柵二合五勺(1) 脱穀機(1) こもあみ(1) 米びつ(1) 馬鞍(1) 牛鞍(鋤引用1) 藁切(1) 藁打槌(2) モーガ(1) 掛けはかり(1) 鋤(1)
2. 漁獵用具 (漁撈・狩猟用具)
3. 畜産用具 (養鶏・伯樂用具を含む)
4. 養蚕用具 (飼育・収穫・処理用具)  
糸車(1)
5. 脱穀・調製用具  
唐箕(1)
6. 食料・加工用具
7. 煮焼・調理用具  
ごまいり(小鹿田焼1) コンロ(1) せいろ(3個1組) 鍋(1) 鍋蓋(1) 鍋持ち具(1) 石臼(1) 鉄びん(1) まな板(1) おろしがね(小鹿田焼)
8. 食用具 (飲食用具・嗜好品等)  
懷石向附(箱のみ1) 四重弁当箱(1) 木盃(1) 印籠(1) 煙草入(2) 刻煙草入(1) 煙草盆(3) 煙管(1) 徳利(7) 盃(2) 高杯(1) 温泉焼皿(1) 伊万里皿(2) 茶こぼし(朝見焼1) こね鉢(木製大小1) サカイジュウ(1) アヘン吸入器(1) 竹製調味料入(1) 手さげ箱付弁当箱(六客分1)
9. 容器 (貯蔵用具等)  
水瓶
10. 住居用具 (家具・寝具・保存用具)  
文机(1) 見台(1) 硯箱(1) 書籍箱(1) 文箱(1) 葉種箱(3) 提げ箱(1) 踏み台(1) 小火鉢(2) 御ぬいは里(2包1組) 風呂桶(1) まる火鉢(3) 角火鉢(1) 洗濯板(1) 道具箱(1) 箱枕(1)
11. 灯火用具 (灯火台・発火器等)  
丸行灯(2) 角行灯(1) 有明行灯(1) 灯明(2) 灯明台(1) 手燭(1) 道中提灯(2) 手提蠟燭立(1) 提灯箱(提灯付2) 御神灯(箱入1) 竹ランプ(2) ランプ(3) ランプ用油差(1) ランプ用笠・電灯用笠(各1) 自在鉤(1) 幻燈器一式(石油ランプ光源) 豆洋ランプ(1) 携帯ランプ(1) さげランプ(1)
12. 着用具 (服物・履物等)  
天狗めがね(1) 札入(1) 火打袋(1) 懷炉(1)
13. 容姿用具 (装身具等)  
剃刀(箱付1) 鏡台(1) 鏡立(1) 古鏡(3) 温泉紅(1)
14. 紡織用具 (染色用具等)  
糸車(2)
15. 切截用具 (山樵用具等)
16. 加工用具 (細工・諸織用具)  
下駄造器具一式、下駄造道具(1) はた織機(1)
17. 運搬用具 (器械を除く)
18. 計測用具 (交易・商業用具等)  
算盤(印判入付1) 金庫(3) 藩札入(1) 商家文書入(1) 竿秤(1) 仕切判(1) 印判(各種) 印判入(1)
19. 意志伝達用具 (報知・災害予防・慶弔等)  
郵便で出せる通信板(2) サイレン(1) 矢立(1) 竜吐水(4) 手桶(1) 円筒の水槽手押ポンプ(1) 腕用ポンプ(4) カブトと鍬(1) まとい(2) 半鐘(1)
20. 玩具・娯楽用具 (民俗芸能用具を含む)  
木でこ(4) 神馬鈴・ダンス人形・竹笛・別府鬼首人形・地獄鈴・子守・魔がさる・魔がさる人形・豊後うし(紙製・木製)・別府地獄のガラガラ・寿々求鳥・どんぐり猿・子だき猿・豊後面・石垣古戰場武者人形・春駒(藁製)・雉笛(西寒田神社)・南蛮人形・南蛮火砲鈴・河童鳴子・四日市人形・宝の小槌・北山田の木馬・出べそ独楽(日田地方)・餅引ねずみ鈴(佐伯)・独楽(竹製臼杵市)・独楽(宇目町)・黒牛鈴(太宰府)・河童のいろいろ・ハイカラー河童(九州若松)・蓮のり河童(若松)・亥の子でこ(広島地方)・ならびだるま・凧の糸まき・コマ一式・竹細工人形(四人の楽土・カップの楽土)以上各1 竹へび(2) プンブン独楽(2) 竹細工人形試作(2) 福獅子(2) 浜脇大友家紋春駒(2) 浜の市一文字人形(3) 宗麟人形(2) 凧(杵築6) 女達磨(竹田5) 白杵石仏鈴(3)

ガラガラ(彦山3) 白猿(2)

## 21. 信仰用具

鶴見嶽火男火売神社絵馬(2) 火男火売神社豊年馬(1) 朝見鎮台馬乗馬絵(1) 雛絵馬(大分長浜さま3) おみかみ餅(長浜さま1) 鬼面絵馬(1) 魔除竹獅子(1)

神輿(中津1) 懸仏(1) 三猿鈴(耶馬溪1) 天満宮うそ替(1) 子づれ地藏(1) 絵馬(河童駒引1) 御幣(1) 仏壇(手提1) 稻荷大明神赤幟(1村) 稻荷大明神鳥居(鉄製1村)

## 郷土資料の蒐集について

元別府市立図書館長 佐藤村夫

私が図書館(美術館)に勤務しはじめたのは、昭和43年で、当時美術館は中央公民館の二階にあって、その一部に文化財関係の出土品と民具類が少しあった。

さてそれ以前のことであるが、図書館に勤務されていた石橋英雄氏が、昭和26年から15か年の勤務期間中に、別府今昔に関する資料を、古書店や古物商を訪ねては、コツコツと情熱的に蒐集し保存されていたようだ。図書館では公的社会の刊行物から役所の廃棄書類・寄贈資料等蒐集しやすく、それ等も郷土資料となった。石橋氏の郷土に関する資料は小説・随筆・紀行文・観光宣伝物をはじめ、郷土玩具、民具類など広範囲にわたり、コレクションは当時の公会堂の地下室に陳列保存され、私設資料館の観を呈していたらしい。しかし昭和41年に石橋氏は他界され、図書館には置くわけにいかず、世話人によって、朝見の長松寺に移転保管することになった。

その後文化財保存会長であり、美術協会会長でもあった、池田三比古氏がこの蒐集品を広く社会的に活用せねばならないと、コレクションを購入し、別府市に寄贈された。昭和46年であった。なお蒐集品の一部は「石橋文庫」として県立図書館に収蔵されてはいるが、大部分の民俗資料・民具類は池田氏のお陰で、市外に流出することもなく現在の美術館内に保存し公開することができる結果となった。

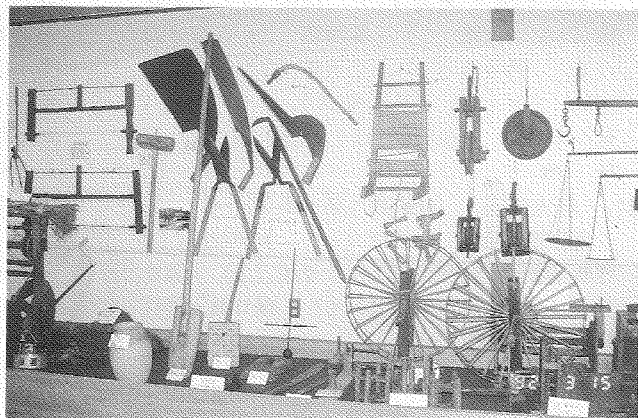
私も図書館長として、県内の図書館を参観したが、特に竹田市立図書館内の郷土資料館を見た時は、「何時の日にか別府市も」と強く感激した。それから郷土史家福田紫城氏をはじめ、保存会記録類の整理に取組んだ。

郷土の考古・歴史・温泉・民俗資料・民具類や広く錦絵等の小展示会を実施しつつ、郷土資料の整理蒐集に務めた。

また石垣地区が区画整理にかかり、土蔵類が壊され、古文書や民具・農耕具が寄贈されたが、年度末には必ず市教委より感謝状を贈呈して、好意にこたえた。後にこれ等の郷土資料は図書館から、流川通り海岸角の「ふるさと館」に移り、更に「別府市立美術館」の開設により、郷土資料類は現在の場所に移り現在に至っている。

つぎに資料だが昭和52年に屏風絵図が北小学校より寄贈され、棟札、鬼瓦など多彩な民俗資料が、つぎつぎと寄贈・寄託され、昭和59年には阿部義人氏が多量の藩札を寄贈し、橋詰武彦氏も寄贈された。その後橋詰氏がその他の貨幣類を含めて、鑑別整理されて九州一の藩札資料が整った。また栗林博氏寄贈のコマ壺式は質量共に貴重なものである。その他別府の往時を偲ぶ貴重な写真類や油屋熊八翁関係資料等、紹介すれば限りはないが、資料館に寄せる市民の熱意は強く、今、当館の寄贈品台帳に記載されている貴重な品々からも、資料館への熱意を伺い知ることができる。

顧みると、歴代館長や館員の創意工夫と精進とによって、益々充実発展の道をたどり、現在の資料館が別府市の一文化施設となったのである。



## 商業用具

別府、浜脇、亀川村は、江戸時代より温泉場として農閑期には近郷の農民が、また病氣治療に近藩の武士が湯治に訪れた。

宿屋はほとんどが木賃宿だったので、湯治客を目当てにした小商いがあった。なかには朝見の生姜、浜脇の線香箱、小浦の海そうめん（天保絵図）など、名物をあつかう店や、豪商といわれた「たばこ屋」のように、大阪商人を相手に生姜・七島蘭・豊後苴を商う大問屋もあった。また、野田・鶴見村で生産された明礬は幕府の専売品として、大阪や江戸の会所を通して全国に売りさばかれた。浜脇、別府、亀川港と大阪、伊予を結ぶ航路も明治になると廻船が増えて、人や物資の交流も激しくなった。展示中の商家の民具は、以上のような史実を物語っている。

**結界** 商家では店内の一画に帳場を設け、帳場格子を立てて仕切り、帳場机を据えて、帳付けをしり金銭出納を行った。

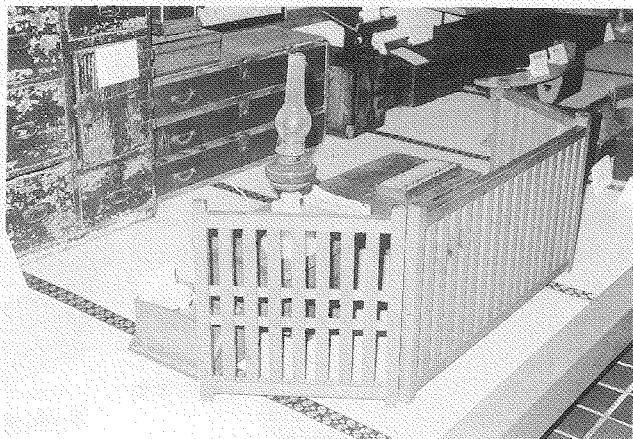
この帳場格子を結界とよんだ。これは、もともと寺院で内陣と外陣との境においたり、外陣でも僧侶の席を区別するために置いたものという。商家では、顧客が店に上がりこんで取り引きしたので、帳場を仕切ることが必要であった。

結界は、写真のように両袖折りや方袖折りのものがあり、折りたたんで簡単に移動できるようになっている。

**證文箱** 桐薄板製で漆をうすくかけている。縦33cm・横26cm・高さ15.5cm（合わせ蓋3cm）、短辺の後側に蝶番前側に錠前がある。蓋部に「貸方證文」と墨書されている。

双方とも底板に「寛保元辛酉四月調大工日出津鳴治兵衛」と書かれている。

**硯箱** 縦12.5・横25・高さ13.3cmのコンパクトな携帯用硯箱である。蓋は蝶番と錠前、持ち運びが出来るように中央部に真鍮製の把手がついている。上下の引出にはつまみがあり、上部は筆類を納めたものであろう。この硯箱は商家で用いられたもので、右手に算盤を納める部分がある。



結界

全体に漆をかけて堅牢に拵えてある。

**銭箱** (ア) 船筆筒と呼ばれている銭箱で、厚手の樺板で拵えている。扉は三枚の表蝶番とやや大きめの錠前、中央部には十文字の帯金具、四隅に隅金具を打ち重量感がある。合わせ目は縁金具を打ち、かなりの衝撃にも耐えうる堅牢さである。

造りは、三段で一・二段は引出、三段目を縦に仕切り右に小引出二つ、左はとくに錠前付きの引出がある。引出はいずれも引手はいずれも鑲である。移動できるように天板には大形の蕨手の把手がついている。

**銭箱** (イ) 常時金銭の受納に使用したものであろう。厚手の樺で拵えてある。高さ22cm縦幅24cm。

前部は、天板が賽銭箱状に斜めにしつらえてあり、銭を投げ込めば下部の隙間より落ちて底に蓄まるようになっている。後部は幅24cmの天板に約9cmの穴がありここから投入する銭は、下の引出に落ちるようになっている。おそらく貨幣を区別するための工夫であろう。

前部の斜め板と正面板の交接部に鍵金具があり、これをあけて板を上スライドしなければ、後部の引出をあけることが出来ぬ仕組みになっている。

**銭箱** (ウ) 縦・横・高15cmの樺製小型手提げ銭箱。天板部に四個の投銭穴をしつらえ、底の引出と天板部にやや大きめの蕨手の引手と把手が

ついている。

**銭箱 (エ)** おそらく明治以後のものと思われる。縦38.0cm・横29.0cm・高さ39.5cmで樺製。造りは二段引出で、扉には真鍮製のハート形の引手兼鍵穴隠しがあり、天板に投銭穴と手揚げ用の把手がある。外見は洗練され、やや華奢であるが、内側は松の角材を用い頑丈に拵えてある。

**藩札箱** 縦23.5cm・横53.0cm・高さ12.5cmの長方形をした杉製の木箱で、木部の厚さは約2cmである。蓋は、奥5cmの所ではめこみ式になっており、正面には頑丈な鍵金具がある。箱には縁金具を打ち重量感がある。

藩札箱といわれるが、證文あるいは金銀の貨幣も併せて納められたものであろう。

**小算笥** 縦32.0cm・横 cm・高さ24.5cm。上

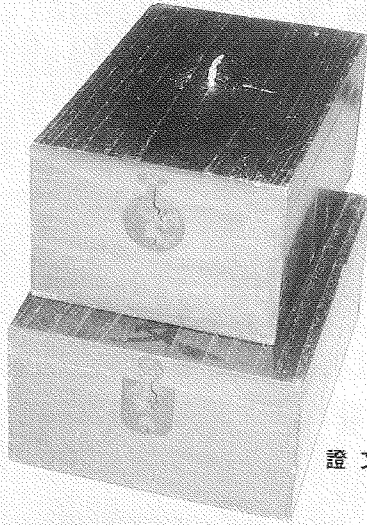
部は錠前付きの収納箱で、大福帳・売掛帳・買掛帳・判取帳・注文帳・荷物渡帳あるいは売買證文・手形・切手などが納められていたのであろう。錠前がある左手の引出は、実印・認印・仕切判などが納められていたのではないだろうか。

蓋は、蝶番で開閉ができるようになっている。また、四隅には縁金具をめぐらし堅牢感はあるが、全体的には整った形をしている。

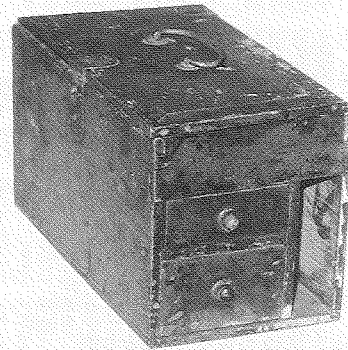
**帳筆笥** 縦33cm・横84cm・高さ91cm上段は大引出で中段と下段には左右引き違い扉がある。右に引出が三つ上下引扉に挟まれて引出が二つある。下段の扉のうち右はすべて引出になっている。

引出にはほとんど錠前があり、引き違い扉には差し込み門の鍵が施されている。また、左右側面には棹通し金具がある。引出は、引手通の座金に蔵手の引き手があり、縁金具や錠前金具が頑丈さと装飾をかねている。

(入江秀利)



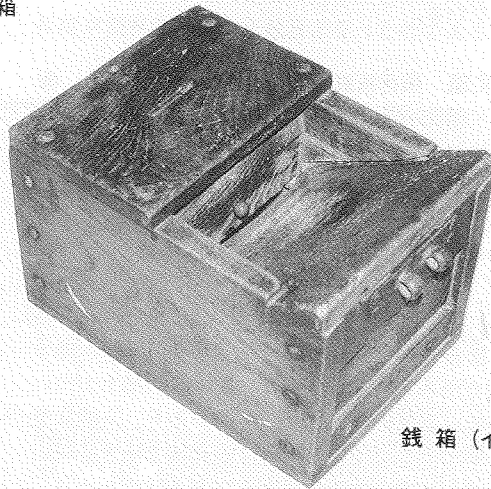
證文箱



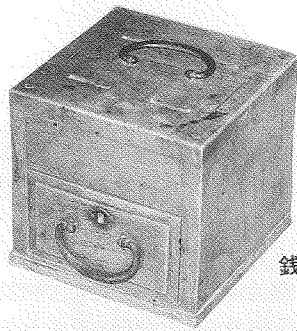
硯箱



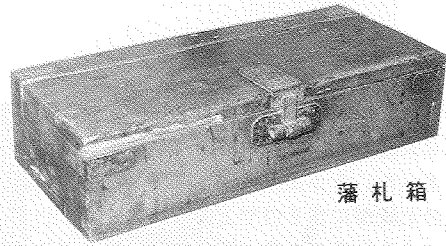
銭箱 (ア)



銭箱 (イ)



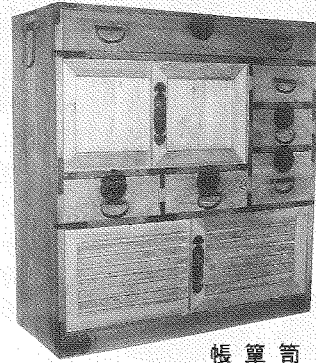
銭箱(ウ)



藩札箱



小箆筒



帳箆筒

## 照 明 器 具

火には調理や暖房と並んで「照らす」機能がある。この機能を有効に利用するために、古くから種々の灯火用具が考案されてきた。松明や油を含ませた布製や灯芯を燃やす灯台や燭台・行灯をはじめ、蠟燭を点す雪洞と提灯など種類が多い。しかし、照明の歴史に大きな変化をもたらしたのが、石油ランプと電灯であったのはいうまでもない。ここでは展示してある行灯と石油ランプを紹介したい。

### 行 灯 (あんどん)

灯台に紙の覆いをつけて、裸の火を安定させるように工夫した照明具で、内部に油皿を置けるような台がある。蠟燭が普及するようになってから、燭台を装置した行灯も現われ、多種多様な形状の行灯が現われた。紙の貼り方も工夫され、初期には角形であった行灯に円筒形のものが生まれた。これは丸行灯と呼ばれるが、小堀遠州が考案したとの説もある。江戸時代の随筆集『守貞漫稿』には「京坂は今も必ず円形を用ふ、江戸は専ら角を用ふ」と記されており、上方は丸行灯、江戸は角行灯が使われていたことがわかる。

写真の角行灯は、製作地や伝来経路などが不明であるが、内部に灯明皿を載せる台があり、「部屋においた照明具、菜種油を用いた」と記した説

明板が付いている。しかし、上部に把手がついており、図のように総体が小形であるから移動用行灯と思われる。

また、写真のように上部に把手をつけた箱形行灯の下部を安定した台に据えつけ、方形の一面を開閉して点火できるようにした「有明行灯」がある。これは江戸時代の末から明治時代にかけて、寝室用として用いられたもので、外側を箱型のさやで覆うと光がかすかに洩れるように作られている点に特色がある。写真の行灯は総高83cm、台の底辺37cm、上辺25cm四方の台上に高さ48センチの角行灯を固定してある。正面の扉を開くと下部の板棧に径5cm、高さ17cmの竹筒を直立させ、その上に長さ12cmの板を交叉して灯台としている。その上に油皿を置いて点灯する装置が見える。

### 石油ランプ

幕末に米国から伝来したという石油ランプは、明治5年(1872)に東京で府令によって点灯が一般化された。石油ランプの普及は、わが国に照明革命をもたらし、それに用いるホヤや笠・油壺などのガラス工業を発展させることともなった。しかも石油ランプには作者の美意識が表現され、工芸品としての鑑賞に価するものも多い。

石油ランプの構造は、油壺・口金・芯・ホヤと

笠から成っている。それぞれについて工夫と改善がはかられたので形態上の種類が多いが、原理は同じであった。ランプの明るさを調節する口金は、ランプの心臓部に当るので工夫がこらされているという。中央に通した芯の管の周りに多くの空気を取り入れるための工夫である。そして口金の構造は、ホヤの形を規定することとなる。何故なら、ホヤは口金から入ってきた空気を暖めて完全燃焼させる働きを担っているからである。また、ランプのホヤの形が上の方で細くすばまっているのは、口金のところで炎となり熱せられた空気が上昇気流となって加速されるためである。これは写真のような置きランプでも吊りランプでも同じであった。ホヤは石油の煤煙でくもるので毎日掃除せねばならなかったが、筒が細いので、手の小さな子供の仕事であった。

吊りランプの笠は、紙からガラスに変わって一層明るさを増した。焰を反射させたり、焰の光が直接目に入らないように柔らかくしたりする役目を果たしたが、室内の調度品としてデザインにも工夫がみられたようである。

ところで、初期の石油ランプが背丈が低いが、西洋のようなテーブルの少なかった明治初期の人々は、畳の上で、使い易いように台付きの置きランプを考案した。もっとも普及したのが、写真左側の竹台ランプであった。輪切りにした木の台に、孟宗竹の竿を立て、その上に石油ランプの油壺をはめ込んだものであった。点灯の際には口金の上にホヤを載せて使用するの言うまでもない。なお、木綿糸を編んで作った芯にも紐芯・平芯・巻芯・筒芯などの種類があった。



ガス灯

## ランタン

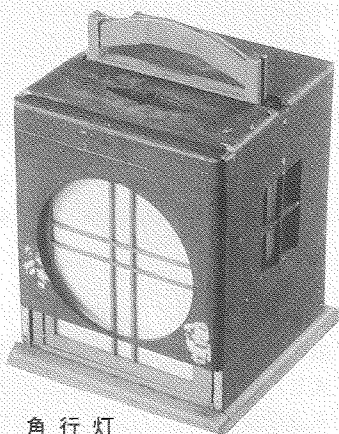
写真左側の2つに「手下げランプ」の説明がついている。これはガラスをはめた箱の中にカンテラを納めたものである。角柱形や円筒形などもあるが、いずれも上部の空気穴の上に笠をつけた手提げ式である。明治時代の鉄道や警察で使用されていた。ランタンはカンテラが裸火なのを改良したものである。

カンテラの語源は不詳であるが、ブリキ・銅・陶器・鉄などの油壺に、綿糸の芯を用いて点灯する用具である。油には種油か魚油・鯨油などを使用するが、芯の上げ下げを必要としない点が特色である。しかし、裸火であるのが欠点で、風に弱いので、ランタンが考案されたのである。

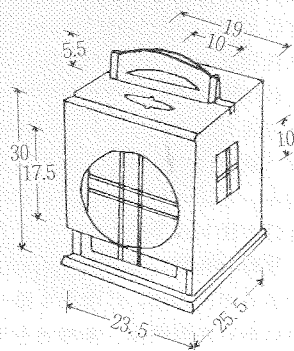
## ガス灯

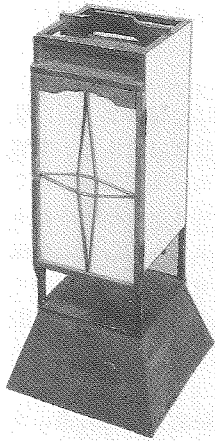
正確に言えば「アセチレン灯」である。写真のような照明具の中に、カルシウム・カーバイドを入れ、上から水を滴下してアセチレンガスを発生させ、吹出口に点火する。強い照明度を得られるが、悪臭が強いため、野外用の灯火器具であった。夜店や漁火を思い出させてくれる照明器具である。

(小玉 洋美)

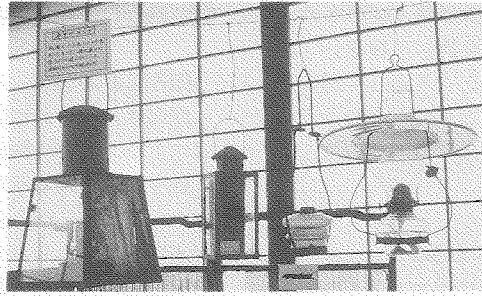


角行灯

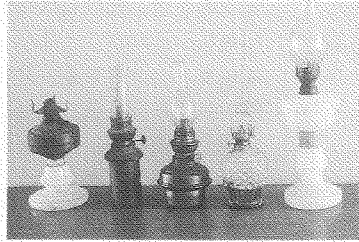




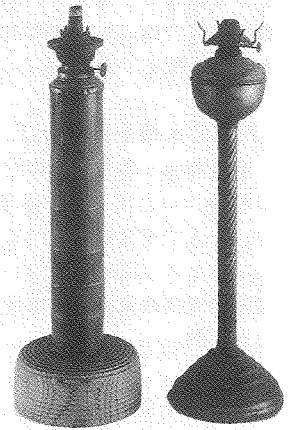
有明行灯



吊りランプとランタン



置きランプ



台付きランプ

## 消 防 器 具

別府市が消防組織を設置したのは、大正13年であり、常備消防部を設けたのは昭和12年である。

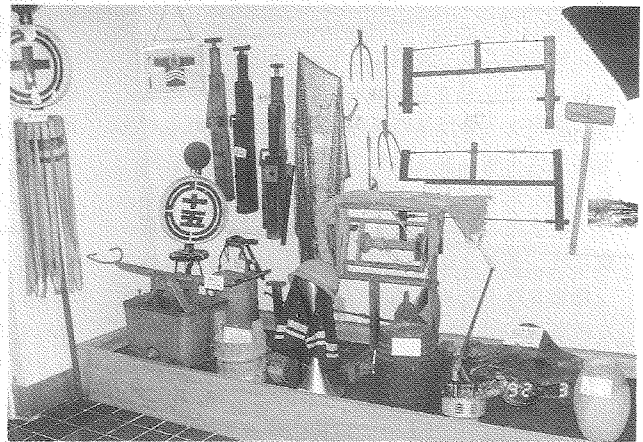
その後、消防組の名称を、別府警防団と改称し、戦後昭和22年に、別府市消防団と改称した。法的に組織化されたのは、消防法の成立した昭和23年になってからである。

戦前の消防組の任免・表彰は警察署長であり、警察の補助的な役割も果たしていたという。人選については、各地域の定員内で、町村の有力者や町村長に依頼しており現在のように公募ではなかった。

ここに紹介する市立美術館にある消防に関する器具・装束については、消火・防災という性質上、新しい性能を持った器具・装束が、旧いものにかわっていく為、旧いものの残存が少ない。

### 手 桶 (ちょうけ)

内径23cm・深さ21cmの木製のものである。石垣村消防団の名前が記されている。従って、別府市の併合される昭和10年以前のものであると思われる。手で下げる取手が付いてあり丈夫な桶である。



### 竜吐水 (りゅうとすい・木製腕用ポンプ)

消火用の器具で、四角な木製の水鉄砲と例えたらよいだろう。4本陳列してあるが、どれも長さ1m、四角型(6.5×10cm)のもので、最下部横に水の吸入口がある。竜吐水はオランダ人の手を経て、江戸中期に長崎で製造され、江戸の火災ではじめて使用されたという。

使用法は大きな樽に水を入れて、その中に竜吐水をつけて水鉄砲方式で消火していた。陳列されているものは、鶴崎町、宇佐郡長洲町、大阪中



ノ島で製作されたものと、製作場所不明のものが一つある。どの竜吐水にも「免許」「検改」「請合」などの公的な焼印があるところから、消火器として厳しいチェックがあったものと思われる。製作年代の古いものは明治21年のものがあり、何れも個人所有である。

### 円筒の水槽手押ポンプ（鉄製）

直径26cm・高さ43cmの円筒に20cmの手押し木の柄のついたポンプ。水量4ガロン（15.2ℓ）で、1人で充分持ち運べるもので、筒先のついたゴムホース（80cm）がついている。国家消防本部消防研究所検定済の検定番号があるが、製造年月日は不明。

### 腕用ポンプ

- (1) 小型腕用ポンプ 1台、片方の手押し木の長さ、55cmで、2～3人で持ち運べるもの。
- (2) 大型腕用ポンプ 俗に言う手押しポンプであり、3台あるが、何れも大八車に積まれている。
  - ① 宇佐郡柳ヶ浦村で明治36年に製作され、横に「雲龍水」の文字が彫刻され、両川村櫛堅組の名がある。ポンプの柄は木製で、片方の長さは120cmである。
  - ② 別府市乙原で使用したもの、ポンプの柄は木製、片方の長さは140cm、昭和6年製である。
  - ③ 別府市7分団第四部の名前が読みとれるが、製作年代不明、全て鉄製で一番大型である。鉄製の柄の長さは片方120cmだが、木製の棒を取りつけると8人用腕用ポンプと思われる。大八車には、長さ3mの「スマタ」と呼ばれる器具（類焼を防ぐために「鳶口」と同様に使用された破壊消防器具）が着装されている。

別府市に「腕用ポンプ」から「手引き動力ポンプ」が一番早く導入されたのは、郊外の朝日・亀川・古市・南石垣の消防団であり、昭和12年頃という。

旧市内は、大正6年に水道が完成し、消火栓が設置されたので、動力ポンプの必要は少なく、火事場へはホースと筒先を大八車に積んで走ったという。

消防団内部の役割は、各地域で若干異なるが、消防ポンプ格納庫に近い地区の用具が機械係、その他の地区の者が、それぞれ用水係、火消係等というように定員と役割が決められていた。例えば南石垣では、北部組、中部組（格納庫のある地区）、南部組と分かれており、用水、機械、火消しの係を分担していた。又、この組はそのまま、石垣仲

社の祭りの山車の組の構成にもなっていた。

### 消防団員の装束

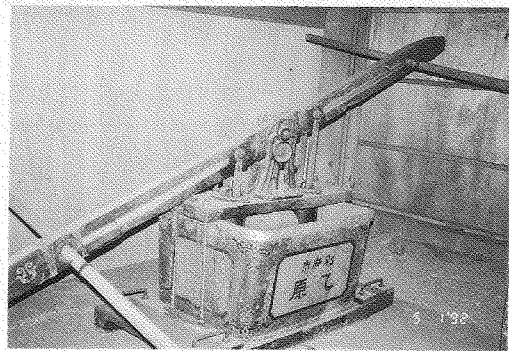
任命された用員には、戦前は、股引き・江戸腹（エドハラという胸当て）・法被（ハッピー・木綿と刺子の二種類あり）の三点セットが支給されていた。資料館には、法被のデザインの絵図はあるが実物はない。しかし、赤いカブトに白い二本線の模様の入った黒の鍔（シコロ・兜の下について首や肩を守るもの）がある。兜も鍔も共に刺子であるが、兜の芯は竹かごであった時代もある。しかし、それがファイバーボードに替り、現在ではヘルメットとなる。共に格納庫又は消防署に常備されており、個人所有ではない。

刺子の法被は、戦後常備消防部では、刺子外套になりたっぷり水を吸って、火除けにはなったが大層重くなって大変だったようだ。その後、カップ式の防火衣になり、現代は耐熱・耐火用のものになった。

### 纏（まとい）

2本陳列してあるが、何れも別府市の「別」の字を円型に図案化した中に、分団の「十」と「十五」の文字が書かれている。十分団のは完型品であるが、十五分団のものは上の部分しか残存していない。戦前は各分団毎にシンボルである「纏」を所持し、消防の出初式などでは大いに志気の向場に役立ったものだが、戦後、本部に集めて焼却したという。この二本は幸にも焼却を免れたものであろう。長さ210cm、上部に径16cmの金環が付いており、その下に径38cmの円型の板に分団名が三方向から見えるように書かれている。分団名の下には長さ85cmの皮革製の馬褌（バレン）が23本ついている。これを振り廻して志気を高めたものであろう。

（竹長賢治）



ポンプ

## 屋根葺き用具

現在の別府市の家並みに「すば屋」は見られない。しかし、是永勉著『別府今昔』に「江戸後期、浜脇は神社仏閣を除いてすべての民家はスポ屋（ワラぶき）だったころ、木賃宿を営んでいた武兵衛という人物が高松代官所に日参するようにしてカワラぶき建築の許可をとったのが浜脇における民家のカワラぶきの始まりだった。」また、「明治三十二年ごろの記録によると、南の町筋に点在しているワラぶきの家を近代的なカワラぶきの家に改築して、町筋を立派にするため町内に改良講という頼母子講がつけられている」などの記事がある。一方、農村部では戦後の昭和30年代まで「すば屋」が多く残っていた。

すば屋の屋根葺きには、竹や縄をはじめ葺き草である茅か小麦稈・わらなど大量の屋根材料を要するので、新築の家では屋根葺き職人に相談をして、数年前から準備に取りかかるのが例であった。葺き替えの場合もほぼ同様である。

屋根葺きの手順は、材料が茅でもワラでも麦稈でもみな同じで、屋根の葺き草の元を外側に出して葺き上げるのを『本葺き』という。葺き草の元を軒先の線に揃えて一直線に並べ、カヤウケ竹に結びつけて固定する。軒を厚くするとき、葺き草を三枚にとる。風で葺き草が飛ばないようにホコ竹で押え、榿木をホコ竹に二重に縄をかけて、葺き草を締めつけておく。2尺幅くらいに葺き上がると、道木をしばりつけて足場にする。つぎに、柄の先端に穴をあけたホメ板、コテあるいは屋根ふき鎌の柄を葺き草に突込んで榿木を探す。探し当てれば手を差し込んで、ホメ板か鎌の柄に通した縄を榿木に回し、表に引き出して、葺き草を締めつけて固定する。

茅を葺き草として用いる場合は、固くてコテや鎌の柄が通らないので、先端を尖らせた真竹の先に縄を通す穴をあけたハリを用いる。屋根裏に一人が入り、表の葺き手と呼吸を合わせて、ハリを使って縄を通す。葺き方はわらや麦稈の本葺きと同じで、これを繰返して1ホコを葺き終れば道木を上へ上げ、順次に上へ葺き上げてゆく。屋根の勾配が揃わぬ時は、短いワラ・麦稈・茅を埋め物として、押え竹の下に入れて、ホメ板・コテで凸凹を整え、屋根ふき鉞で、葺き草を切り揃えて仕上げてゆく。

葺き手には、屋根葺き職人を備うが、上手な人

が妻と平の境のシュウギ（祝儀）を葺く。祝儀をふく職人は、屋根の4隅に入っている祝儀竹（棟木と桁木の先端に固定した大きな男竹）を巻いて葺きあげてゆくので技術が難しい。屋根の仕上りを左右する目立つ箇所であるから勾配に注意し、凹みには埋め物を入れて傾斜を整え、ホメ板と屋根ふき鉞を使って仕上げてゆく。棟は棟木と最上段のヤナカ竹に丸く葺き草を巻きつけて、地をこしらえる。あらかじめ編んであるムネコモ（棟菰）を棟の下地の上に拡げ、その上にカワラダケ（棟竹）を、元を妻側に、向けて、両側に5～7本ずつ並べ、棕椶縄か針金で固定する。最後に、棟の3カ所にオドリ（カラストビ）をつける。両側ともに、葺き草の元を下にして内側に埋め物を入れて折り曲げ、棟竹に結びつければ仕上がりである。

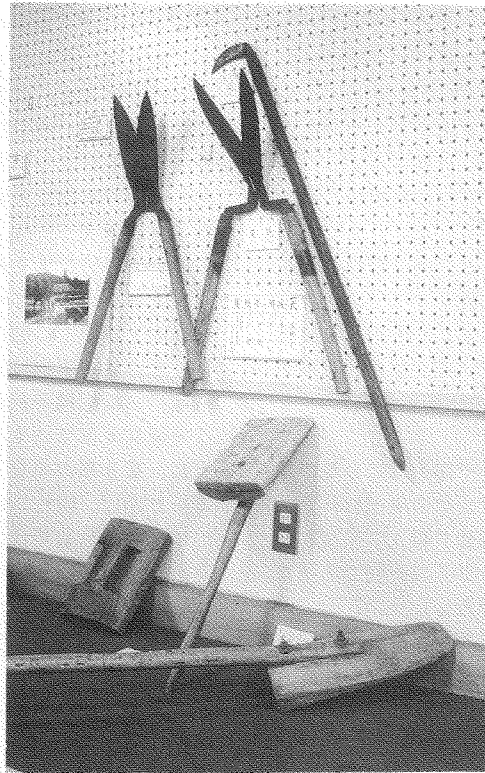
屋根葺きの道具には、ヤネフキバサミ・ノキガマ・ヤネフキガマ・ホメイタ・コテなどがある。屋根ふき鉞は、葺き草の根元を切りそろえて勾配を整え、仕上りを美しくするのに使用する。剪定鉞よりも刃幅が広く、5cm以上のものが多く、刃の長さも13cmから35cmのものなどもある。茎を木の柄に挿入してあるので、鉄環を付けてある。

軒鎌は刃幅の広い、柄の短い鎌で軒先を切り揃えるのに用いる。写真の屋根ふき鎌は、ハリガマと呼ばれ刃先が11cmで、1m4cmもある長い柄の先端に縄を通す穴をあけ、その先を尖らせてある。

ホメ板は羽子板状の厚い板で、葺き上げたヘラ（平）を打って仕上げるのに使用する。ヘラウチイタとも呼ぶ。この代わりに、柄のついたコテを用いることもある。写真の下中央のコテは、たて25cm、横18cm、厚さ5センチの厚板の一方を薄くし、葺き草を叩く面には滑り止めの溝や凸凹を彫ってある。斜めにさし込んだ柄の先端を尖らせ、縄を通す穴をあけたものが多い。柄の短いコテは、軒先やトマ（妻）を葺くとき使用するもので、直角に短い柄をさしたコテはツキゴマと呼ぶが、写真下左のような厚板の脊部を削って把手としたテゴテもあった。これはたて27cm、横18cm、厚さ7cmの板の脊部に幅6cmの把手を彫出し、表面に刻みをつけたものである。扱い易いように両端を削って薄くしてある。写真右下の「長柄こて」は全長約2mもあり、コテ板の長さ39cmの先方を薄くしてあり、1m80cmもある柄のつけ根の部分は厚さが6cmで、頑丈に取り付けてある。これは

コテ面と柄の角度を生み出す工夫ともなっている。

(小玉洋美)



## 別府の郷土玩具

郷土玩具という呼称が定着したのは、昭和10年ごろである。今日では慣用語となっているが、その実態については判然としない。郷土玩具を伝統玩具と観光玩具に分類すると、後者には明らかに郷土色を持たぬ創作玩具が含まれている。前者にしても、明治以後の玩具の近代化に押し潰され、わずかに残ったものが、子供の愛玩の手を離れて、大人の収集対象として存続しているにすぎない。それらは、明治末期より「諸国玩具」「土俗玩具」もしくは「大供玩具」と呼ばれて、郷土色を豊かに保ちつつ昭和時代を迎えた。しかし、戦争による玩具生産の中止を経て、戦後とくに昭和30年代の観光ブームに乗って、郷土玩具の生産が復活した。



伝統玩具の中には、他の場所で作られたものが、郷土玩具として、それぞれの土地で売り出されているケースも多い。なかには素材も意匠も、本来のものと変っているものさもある。独楽や凧は素

人でも作れるが、商品として売るには、相応の技術と工夫がこらされているので、それが郷土玩具としての命脈を保つことになっている。

さて、大分県内では、別府市が郷土玩具のメッカである。明治になって、別府温泉を訪れる湯治客の土産品として、種々の玩具が考案された。古いものでは、明治末年創業の地獄焼で作られる地獄鈴・鬼首人形や大正十二年創業の三郎焼で作られる豊後面・土笛・土鈴などがある。木でこは別府を代表する郷土玩具の1つで、大友人形とも呼ばれているが、昭和初年の創作である。竹蛇なども戦前から売られていたが、戦後になって地元の業者や作者が、郷土玩具の製作に取り組み、多くの観光玩具を世に出すに至った。なかでも豊泉堂の樋口鐘治郎氏（故人）は、張り子の豊後牛・おんまなどを新作したが、大正時代の末に廃絶していた浜の市の一文人形や長浜神社の雛絵馬など大分市の郷土玩具を復活し、また宇佐神宮の神馬・みくじ鳩を製作していた。さらに市内在住の作者に白猿鈴・春駒・福獅子・鳩笛・三猿など多くの観光玩具を製作させていた。

一方、川上芸芸社は主として竹製の郷土玩具を作っており、竹鈴・竹人形など種類が多い。また、山正かご店から発売されている豊後馬も、別府の民俗行事から創作されたもので、竹製品の街、別府を代表する郷土玩具の一つである。土の玩具を製作するには、陶土と焼物の技術を要するので、県内の産地は限られている。なかでも土笛は別府市で作られたものが多い。八幡神の示現説話に、

白鳩が現われるところから、鳩笛が縁起物として出現した。宇佐神宮をはじめ、萩原八幡宮と奈多八幡神社などに残っている。鳩笛は子供の虫封じや夜泣きに効くとの俗信もあった。別府地獄みやげの鬼首は、昭和3年（1928）の諸国郷土玩具調べ（「旅と伝説」第1巻、6月号）に大分首人形・千太郎独楽・別府木でこと並んで紹介されているが、地獄焼の創始は明治39年（1906）である。

郷土玩具の素材は紙・木・竹・土・藁などであるが、一般的に紙と土を素材とする玩具は城下町に生まれ、木を素材とする玩具は山間部に、わらで作ったものは農村に発達したといわれている。しかし、生計上の採算を度外視して、郷土玩具を作り続けた例は少ない。伝統的郷土玩具は、その需要が年中行事や祭礼などに対応して、季節的に限られていたので、専門の作者が少なく、職人の副業として作られていたものが多い。

ところが、本県を代表する郷土玩具の産地である別府は、明治以後急速に発展して、木・竹・土を素材とした各種の観光玩具が生まれた。しかも戦後の混乱期にも湯治客が絶えず、みやげ品として郷土玩具の需要が存続した点で恵まれていたので、観光ブームの到来とともに生産量が増加し、また県内外各地の郷土玩具の集産地としての機能も果している。

なお別府市の国際観光港にある大分県観光物産館には、県内で作られている郷土玩具を集めており、販売もしている。

## 別府木でこ

戦国大名の友友宗麟（義鎮）が、朝鮮半島の天下大将軍標を模して、魔除けとして作らせたといわれている。昭和10年ごろ朝鮮半島から帰った二宮治郎吉が復活したが、現在の木でこである。大友人形とも呼ばれ、朝鮮半島の地將軍標の影響がみられる。

木でこの原木は、タブの木である。輪切りにしたタブの木を、小さく割って八角形の柱を作る。これに定規で目と口の位置を定め、鋸で切り込みをしたのち、のみで面相を削ってから、それぞれの大きさに切り離す。面を刻んだ八角形の柱や板にするわけだが、高さ1cmから30cmの大きなものまで26種類もあり、形もさまざまで、なかには棒状のものもある。いずれも上下の角を削ってある。ところで、木でこの特色は彩色にある。底を除い

た全体に、こげ茶色のつや消し染料を塗り、次に3面を使って顔を描く。中央には鼻、左右の面に目を描く。つり上がった目に白の泥絵具を入れて、3角形の瞳を黒く入れる。さらに下部の切り込み口を描く。中央の面は赤く塗り、左右の面には、3角形の白い歯を3～5本ずつかき入れる。いかつい目をして、赤い舌をべろっと出した奇怪な面が出来あがる。下部に塗る緑は、ひげを表しているという。「別府名産木でこ」と印刷した紙片を貼り、底に「魔除けの神・木でこ」と書けば出来あがりである。

（小玉洋美）

## 編集後記

民具は文化財保護法の有形民俗文化財に属するが、今回は別府市美術館に所蔵されているものの中から紹介することにした。説明文は習作の域を出ないが、民具蒐集への関心を喚起していただければ幸甚である。